

○一般国道、河川又は港湾施設の用に供するため一般会計所属財産を所管換する場合の取扱いについて

平成13年5月25日
財理第1917号

改正 平成19年1月22日財理第244-2号

同 20年3月31日財理第1432号

財務省理財局長から各財務（支）局長、沖縄総合事務局長宛
財務省理財局長から各省各庁国有財産総括部局長宛

財務省所管の一般会計所属普通財産である土地又は各省各庁所管の一般会計所属財産である土地（以下「一般会計所属普通財産等」という。）を、一般国道、河川又は港湾施設の用に供する場合、その敷地は一般会計財産として整理することが適当であることにかんがみ、下記の事業を実施する場合には、当該事業の実施に係る一般会計所属普通財産等は、国土交通省の一般会計所属行政財産として所管換して差し支えない。

なお、次の通達を廃止する。

- (1) 昭和35年11月4日付蔵管第2445号「国道敷地の所管換について」通達
- (2) 昭和36年10月16日付蔵管第2331号「港湾施設造成のため普通財産を所管換する場合の取扱いについて」通達
- (3) 昭和38年8月2日付蔵管第1821号「河川敷地の所管換について」通達
- (4) 昭和39年12月1日付蔵国有第1181号「国道敷地の所管換について」通達
- (5) 昭和40年12月14日付蔵国有第2604号「港湾施設造成のため、各省所管一般会計所属国有財産を所管換する場合の取扱いについて」通達

記

- 1 社会資本整備事業特別会計において道路整備費の財源等の特例に関する法律（昭和33年法律第34号）の規定に基づき実施する一般国道の新設又は改築に伴い、一般会計所属普通財産等を、その敷地の用に供する場合。
- 2 社会資本整備事業特別会計において実施する治水事業（特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第198条に規定する事業をいう。）に伴い、一般会計所属普通財産

等を、当該河川の敷地の用に供する場合。

- 3 社会資本整備事業特別会計において実施する国の直轄工事（港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 52 条第 1 項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（昭和 26 年法律第 73 号）第 3 条第 1 項又は沖縄振興開発特別措置法（昭和 46 年法律第 131 号）第 8 条第 1 項に基づき実施するものをいう。）に伴い、一般会計所属普通財産等を、港湾施設の用に供する場合。

